

參考資料

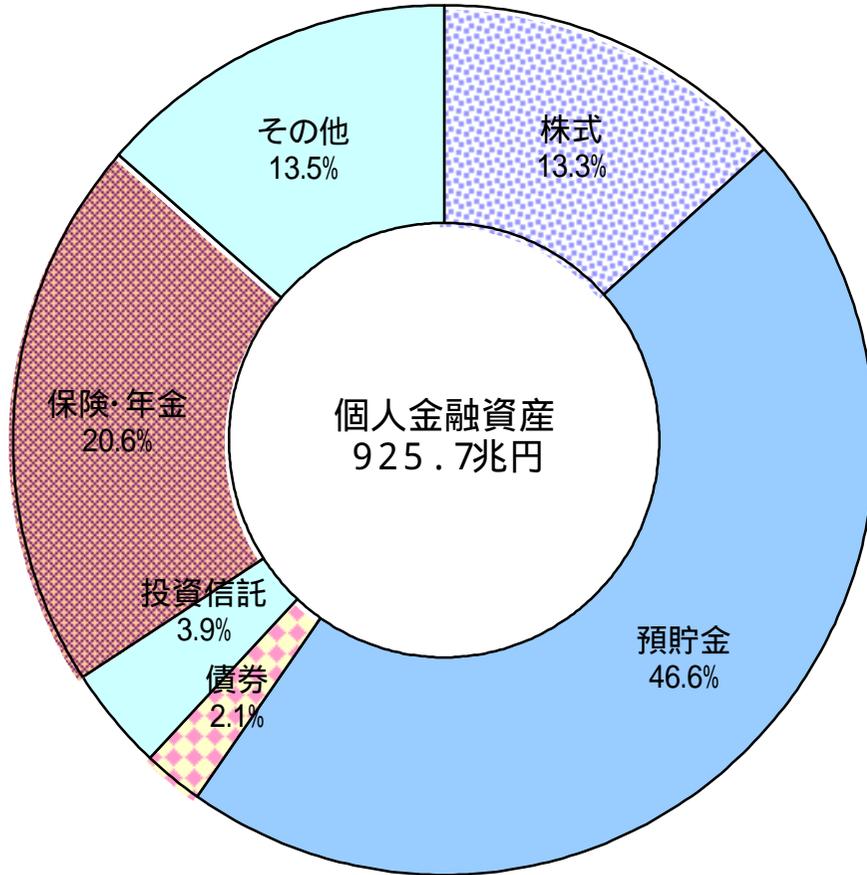
目 次

・ 個人金融資産の残高	1
・ 個人の株式残高及び金融資産に占める割合	2
・ 年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況（全国勤労者世帯）	3
・ 株式等の年間収入階級別保有シェアの状況（第 分位と第 分位の比較）	4
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	5
・ 世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額	6
・ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品	7
・ 金融類似商品等に対する課税制度の概要	8
・ 主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税	9
・ 配当控除制度の概要	10
・ 配当控除による税額調整（イメージ図）	11
・ 受取配当等の益金不算入制度の考え方	12
・ インピュテーション方式による所得税額の算出方法	13
・ 有配会社における1株当たりの平均配当金の推移（東証一部上場）	14
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	15
・ 株式譲渡益課税等の沿革	16

・ 長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度	17
・ 株式に対する課税の概要	18
・ 同額の給与収入又は株式譲渡収入がある場合の所得税額の比較	19
・ 源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点	20
・ 株式取得価額の把握について	21
・ 有価証券取引税の決算額と株式譲渡益に係る税収の推移	22
・ 株式譲渡益に係る税収の推移（個人住民税）	23
・ 所有者別持株比率の推移	24
・ 投資部門別株式売買比率（委託売買・株数ベース）の推移（三市場計）	25
・ 個人投資家が株式市場に参加しない要因（アンケート調査結果）	26
・ 日米の配当状況比較	27
・ 個人の生命保険に係る課税の国際比較	28
・ 個人の損害保険に係る課税の国際比較	29
・ 租税特別措置による減収額（23,620億円）の内訳（平成13年度ベース）	30
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,770億円）の内訳（平成13年度ベース）	31
・ 法定資料の種類	32

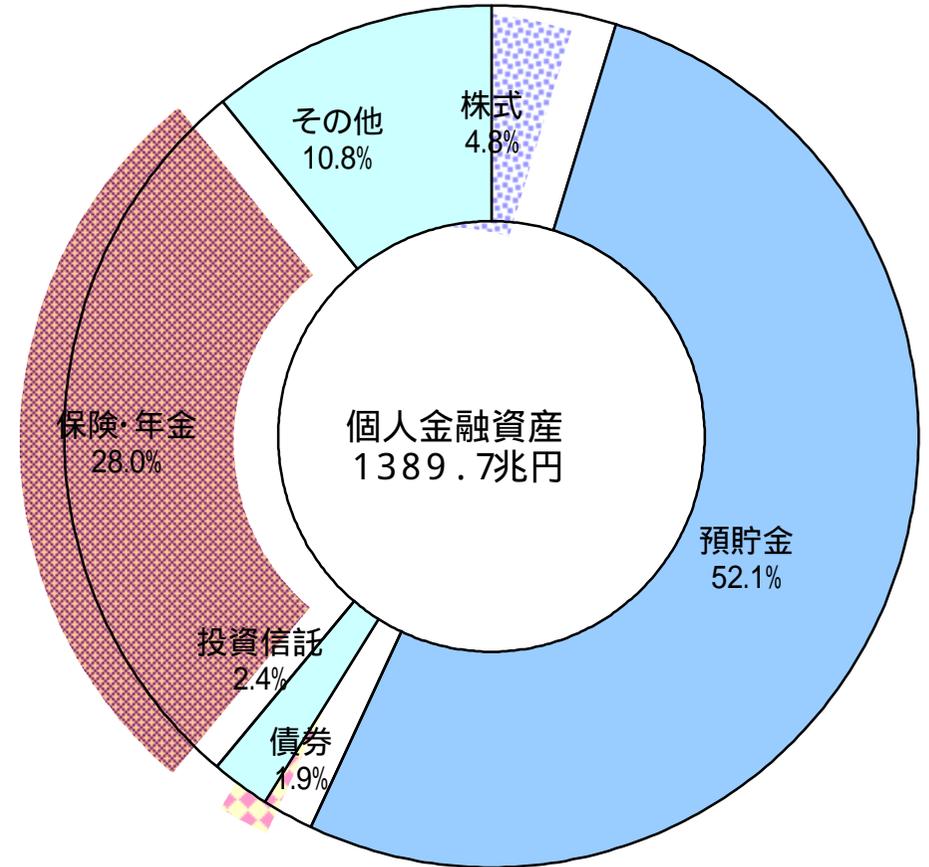
個人金融資産の残高

平成元年度末



日経平均株価 : 29,980.45円

平成12年12月末(速報)



日経平均株価 : 13,785.69円

(備考) 日本銀行「資金循環勘定」より作成

個人の株式残高及び金融資産に占める割合

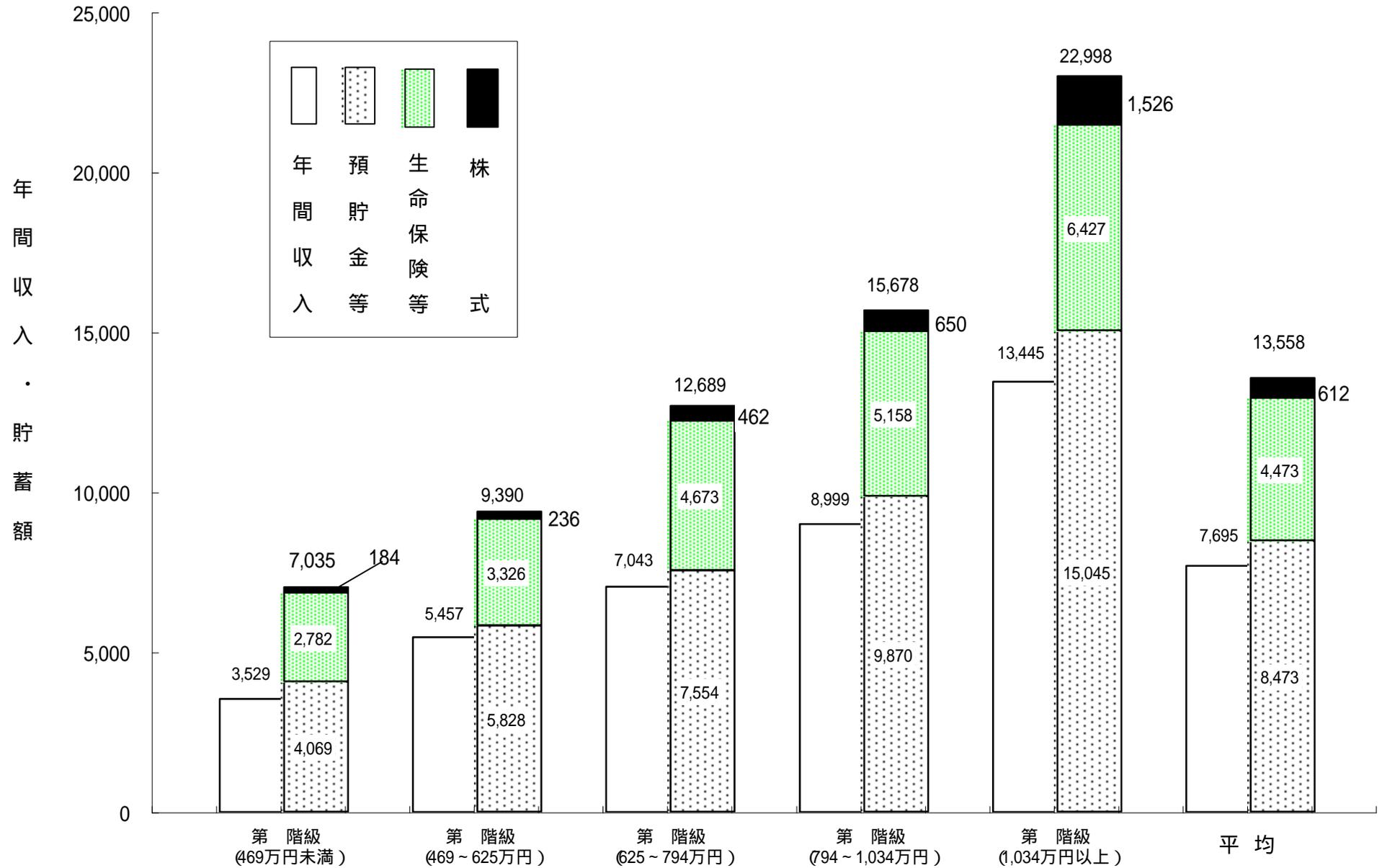
	1984年末		1989年末		1994年末		1999年末	
	残高	割合	残高	割合	残高	割合	残高	割合
日本	44,990	8.4%	124,154	13.8%	66,448	5.5%	91,982	6.4%
(日経平均)	11,543		38,916		19,723		19,834	
アメリカ	13,436	15.6%	22,051	16.2%	30,474	15.9%	85,425	24.2%
(ダウ工業株平均)	1,212		2,753		3,834		11,497	
ドイツ	367	1.9%	777	2.9%	3,337	6.8%	8,957	12.7%
(DAX指数)					2,107		6,958	

(備考) 日本銀行「国際比較統計」より作成

- (注) 1. 統計の見直しにより1989年末以前の計数と1994年末以降の計数は不連続である(1994年末の日本の計数は年度末のものである。)
2. ドイツについては、1984年末及び1989年末は旧西ドイツベースの計数である。
3. 単位は日本：十億円、アメリカ：億ドル、ドイツ：億マルクである。

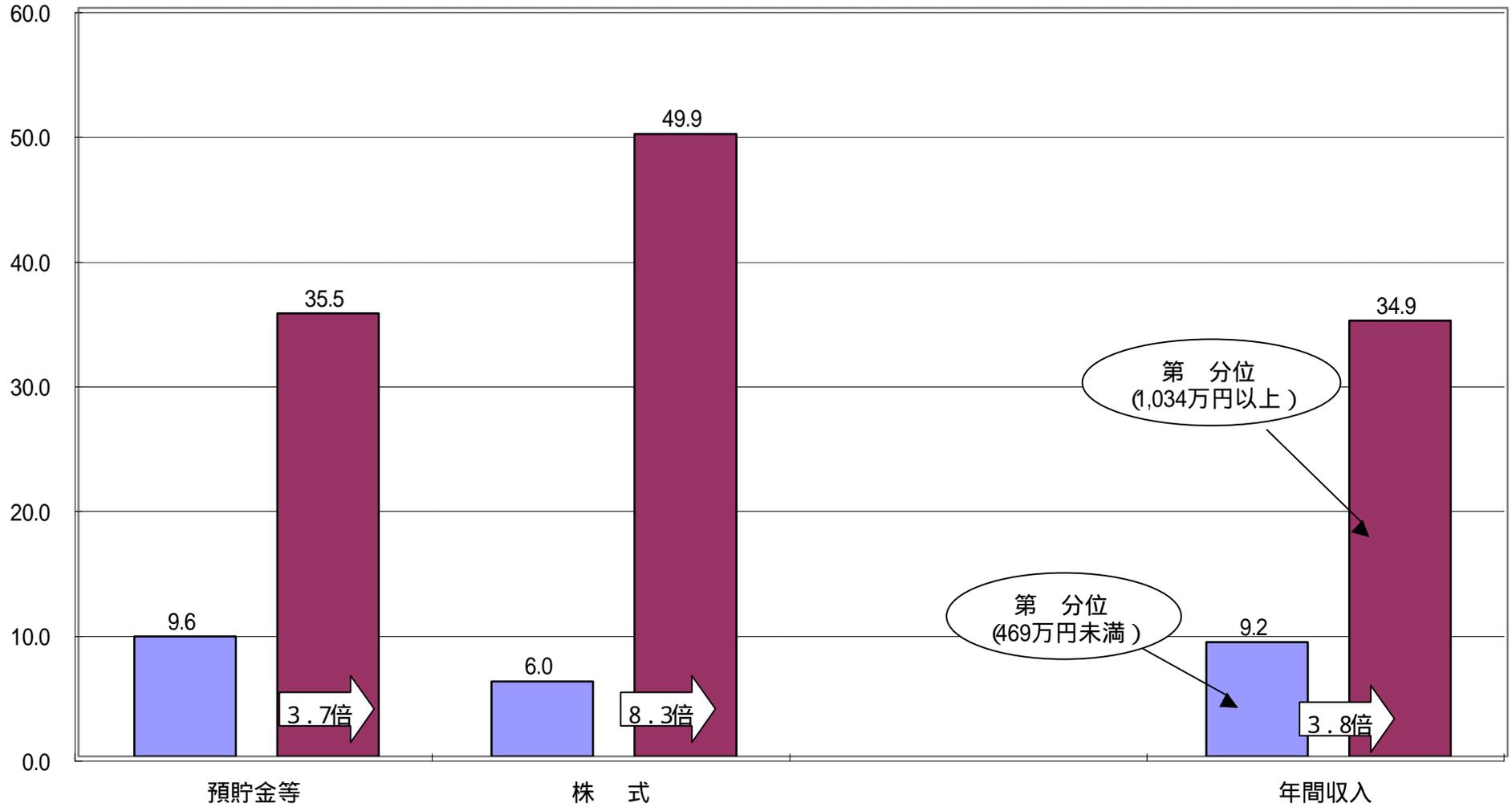
年間収入 5分位階級別 1世帯当たりの貯蓄保有状況 (全国勤労者世帯) < 平成12年分 >

(千円)



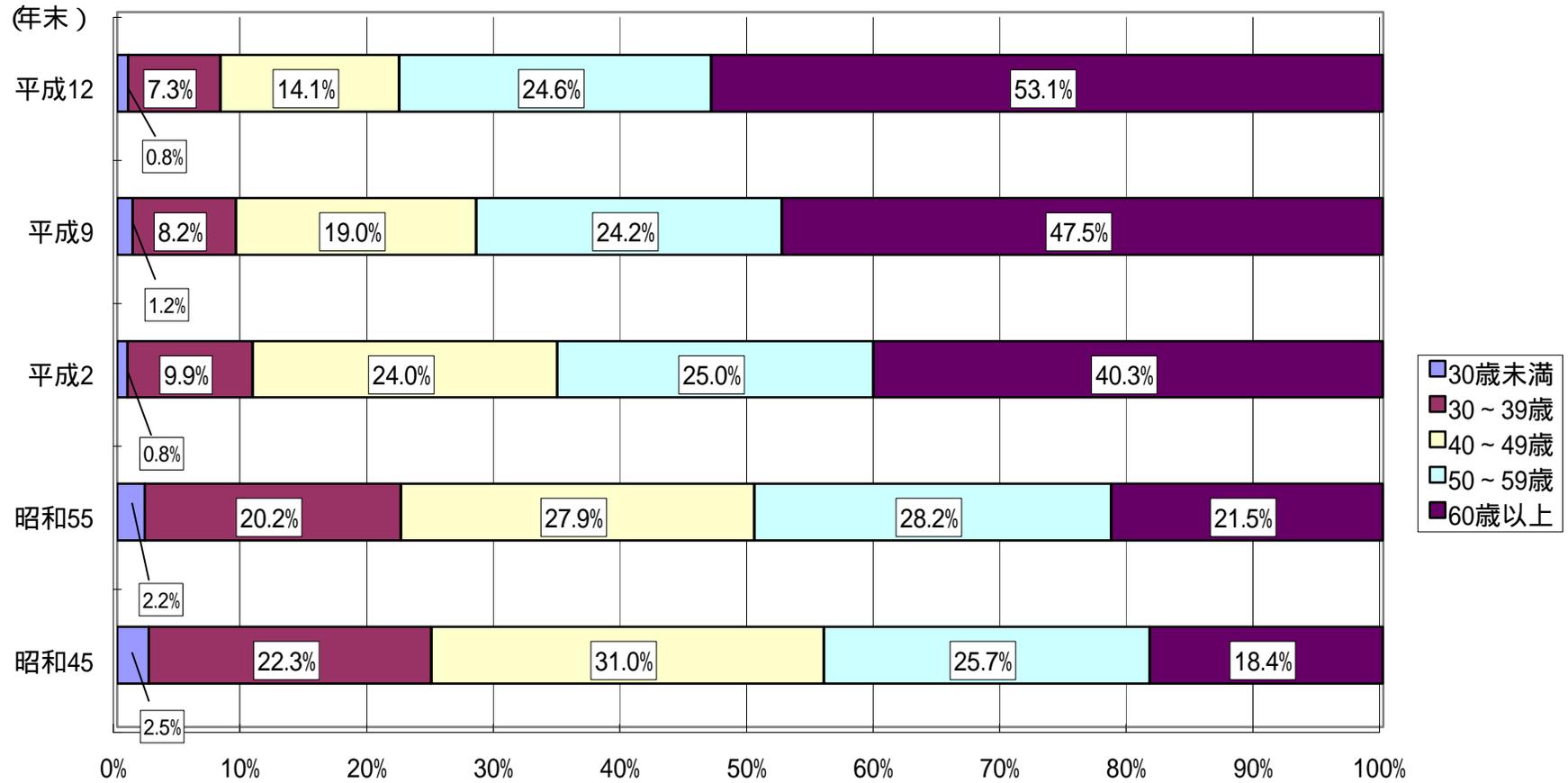
(備考) 総務省 貯蓄動向調査報告より作成

株式等の年間収入階級別保有シェアの状況 (第 分位と第 分位の比較)



(備考)総務省 貯蓄動向調査報告 (12年分) (勤労者世帯)より作成

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）

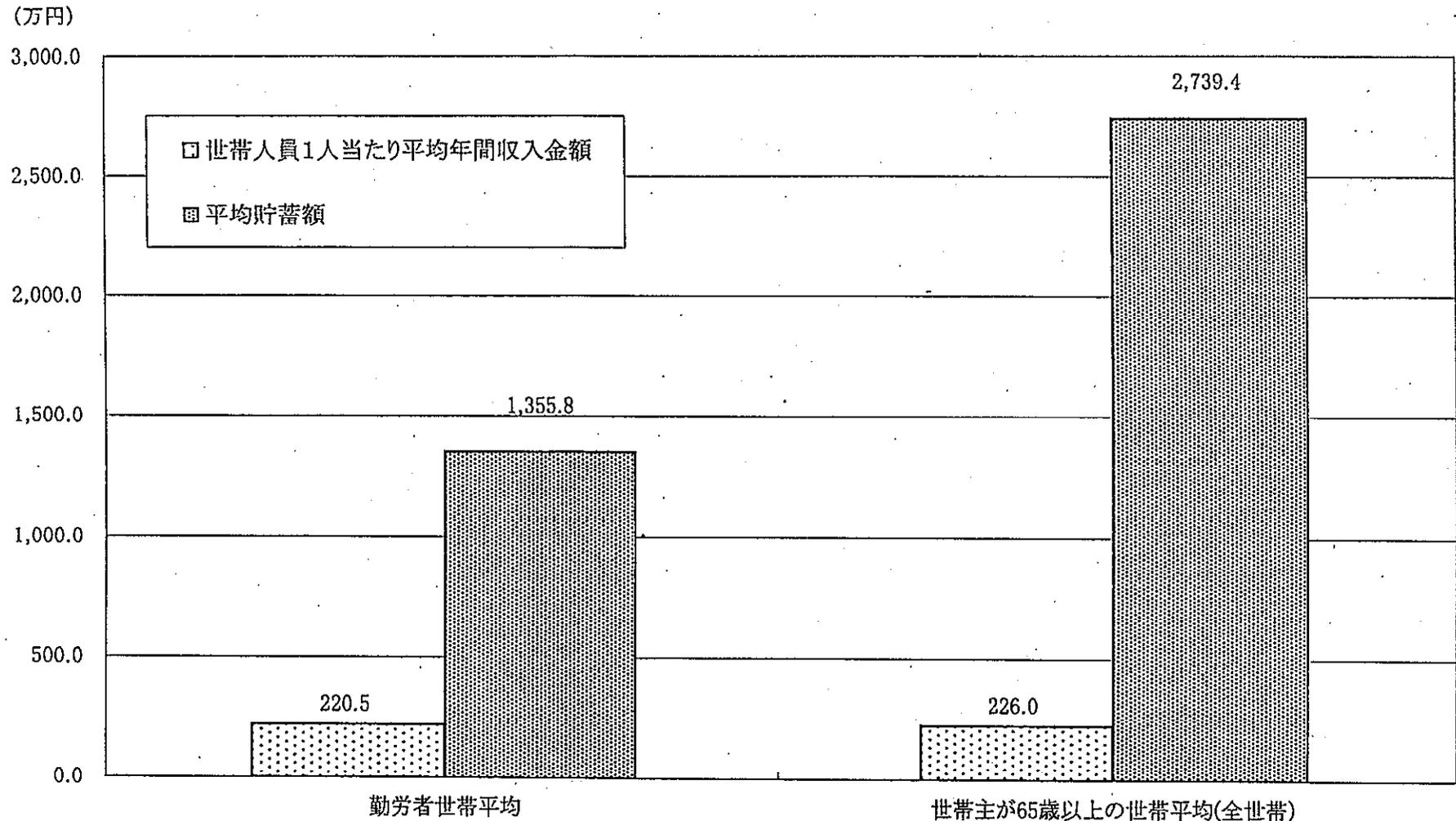


(資料) 総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注) 貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

世帯人員1人当たり平均年間収入金額と平均貯蓄額



(備考) 総務省「貯蓄動向調査報告(平成12年)」より作成。

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主な金融商品 ()は課税方法
利子所得	収入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 } (源泉分離)
配当所得	収入金額 - { 株式などの取得 } 株するのたのめをの取借入 金の利子 * 配当控除 (税額控除) あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式、出資の配当 (総合課税不要源泉分離) ・ 公募投資信託等の収益の分配 (源泉分離)
譲渡所得	収入金額 - { 売却した資産の } 取用 却得 費 ・ 譲渡 費 * 総合課税は50万円の特別控除あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の譲渡益 (申告分離又は源泉分離) (注) 源泉分離課税は平成13年3月31日をもって廃止 改正後：平成15年3月31日まで2年間延期
一時所得	収入金額 - { 収入をた支た } 取得の出費 入るに用 した - 特別控除 50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生保の満期保険金 (総合課税)
雑所得	収入金額 - 必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引債の償還差益 (源泉分離)

(参考)

1. 金融類(類似貯蓄積金付年商蓄積金付年商品(金付に金等投等預係(資の貯る)給金雑給)口付等所付)に座補の得額つので懸の - いりん賞計本て益金金算人は、等方負は、利子所得と老の同保利率の等、の税の率差外に益貨よ(建り保定期源泉分間離5課税以替下のもの)、
2. 年金類(個人定期貯蓄積金付年商蓄積金付年商品(金付に金等投等預係(資の貯る)給金雑給)口付等所付)に座補の得額つので懸の - いりん賞計本て益金金算人は、等方負は、利子所得と老の同保利率の等、の税の率差外に益貨よ(建り保定期源泉分間離5課税以替下のもの)、

金融類似商品等に対する課税制度の概要

区 分		概 要		(参考)昭和63年3月以前の制度			
		所 得 税	住 民 税	所 得 税	住 民 税		
譲 渡 ・ 融 — 類 時 似 ・ 商 雑 品 所 得	割引債の償還差益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税	源泉分離課税 (16%の源泉徴収)	非課税	
	金	定期積金及び相互掛金の給付補てん金	利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税5%]		雑所得として申告が必要		
		融					抵当証券の利息
	似	金貯蓄(投資)口座の利益			一般的には譲渡所得(売買益-50万円)として申告が必要		
		商			外貨建定期預金の為替差益	雑所得として申告が必要(利子部分は利子所得)	
		品			一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)	一時所得((受取金額-払込保険料-50万円)の2分の1)として申告が必要	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等				利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税5%]		(参考)平成7年3月以前の制度 一時所得((受取金額-50万円)の2分の1)として申告が必要

主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子課税	課税方式	総合課税 (15~39.6%+地方税)	総合課税 (10、20、40%)	総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税)	総合課税又は源泉分離課税
	源泉徴収	なし (納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	あり (税率20%)	あり (税率30%)	源泉分離課税の場合 (税率25%)
配当課税	課税方式	総合課税 (15~39.6%+地方税)	総合課税 (10、32.5%)	総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税)	総合課税 (8.25~53.25%)
	源泉徴収	なし (納税者番号を申告しなかった場合31%で源泉徴収)	なし	あり (税率25%)	なし
株式譲渡益課税	課税方式	総合課税 長期: 10% (5年超保有は8%)、 20%+地方税 (ニューヨーク市では合わせて28%程度) 短期: 15~39.6%+地方税	総合課税 (10、20、40%)	投機売買等は総合課税 (19.9~48.5%+連帯付加税) その他非課税	申告分離課税 (26%)
貯蓄等に係る特例			○個人貯蓄勘定 対象: 預金、生命保険、株式 措置: 勘定の利子、配当、キャピタル・ゲインは非課税 拠出限度: 年7,000ポンド	○貯蓄者控除制度 対象: 預金、株式等 措置: 利子・配当に対する所得控除 限度: 年3,000マルク (夫婦合算の場合 は6,000マルク)	○非課税貯蓄制度 対象: 貯蓄金庫の一定の預金等 措置: 利子非課税 預入限度: 総額10万フラン (貯蓄金庫) ○株式貯蓄プラン 対象: 株式 措置: 一定の運用口座のキャピタル・ゲインに対する税率の軽減措置等 拠出限度: 総額60万フラン

(備考) 1ドル=108円、1ポンド=159円、1マルク=49円、1フラン=15円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成12年6月から平成12年11月までの実勢為替相場の平均値)

配当控除制度の概要

【配当控除額】

内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配及び特定投資信託の収益の分配等に係る配当所得を有する場合には、一定の金額を配当控除額として税額控除ができる。

① 課税総所得金額が 1,000万円以下の場合

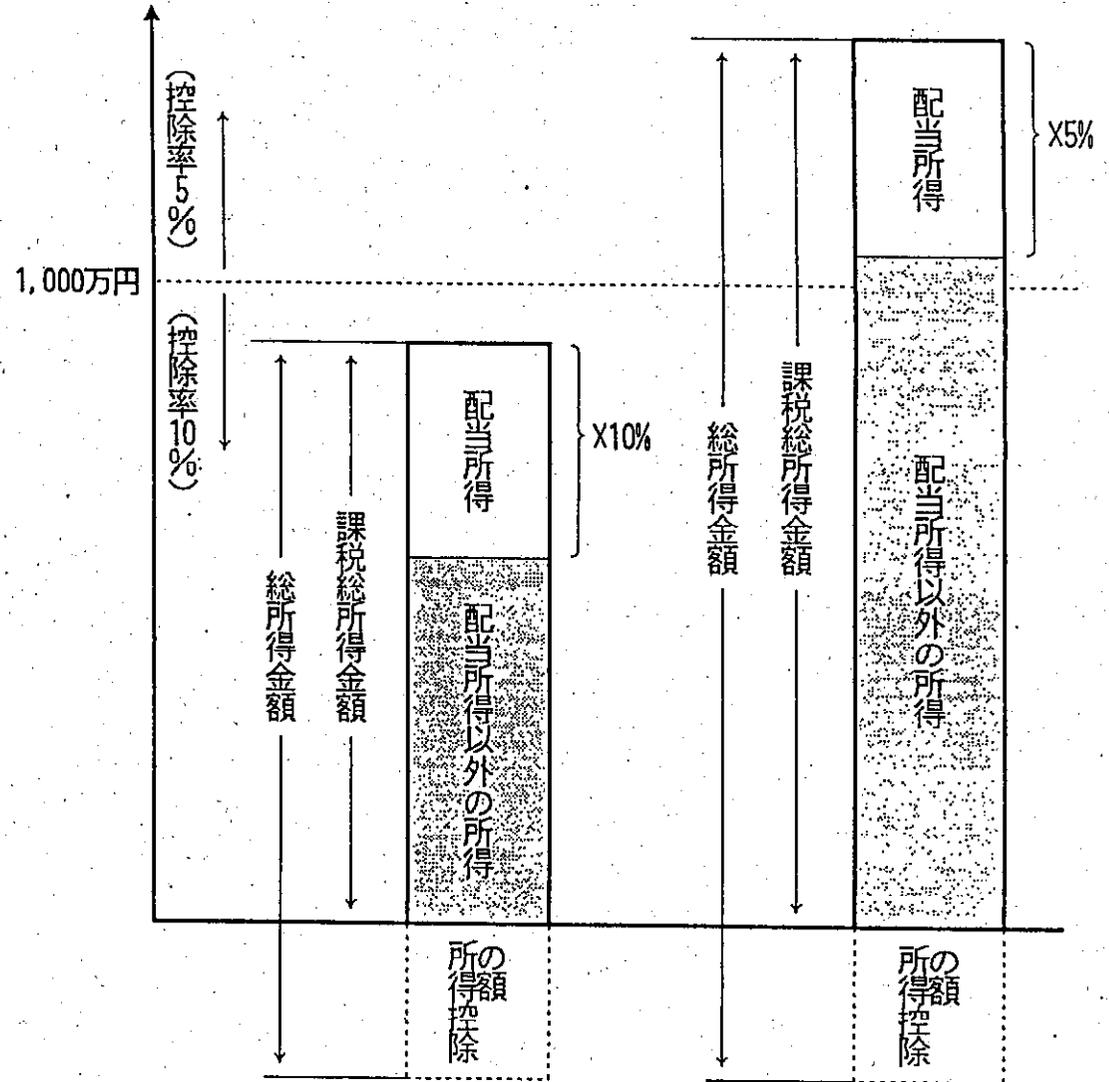
配当所得の金額×10% (住民税 2.8%)

② 課税総所得金額が 1,000万円超の場合

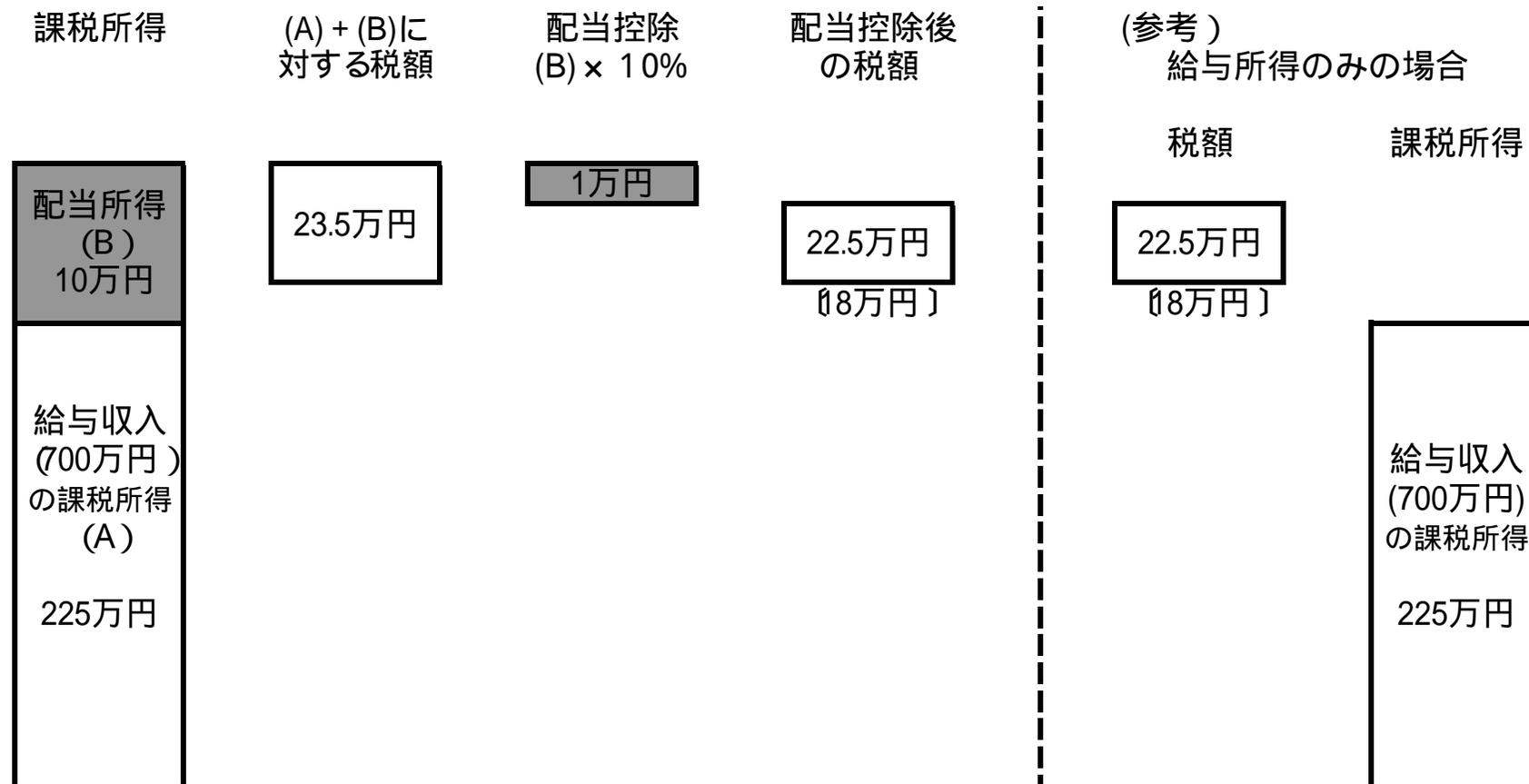
$$\left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1,000万} \\ \text{円を差し引いた金額に達する} \\ \text{までの部分の金額 (A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額} \\ \text{のうち、(A)} \\ \text{以外の部分の金} \\ \text{額} \end{array} \right] \times 10\% \quad (\text{住民税 } 1.4\%) \quad (\text{住民税 } 2.8\%)$$

※ 配当控除額がその年分の所得税額を超えるときは、配当控除額は、その所得税額を限度とする。

(参考)



配当控除による税額調整(イメージ図)



(注) 〔 〕内は定率減税後の税額である。

受取配当等の益金不算入制度の考え方

〔制度の趣旨〕

配当を支払う法人の段階とその配当を受け取った法人の段階における税負担の調整を行うもの

（受取配当の益金不算入）

? 特定株式等（持株割合25%以上）に係るもの
 特定株式等に係る受取配当等

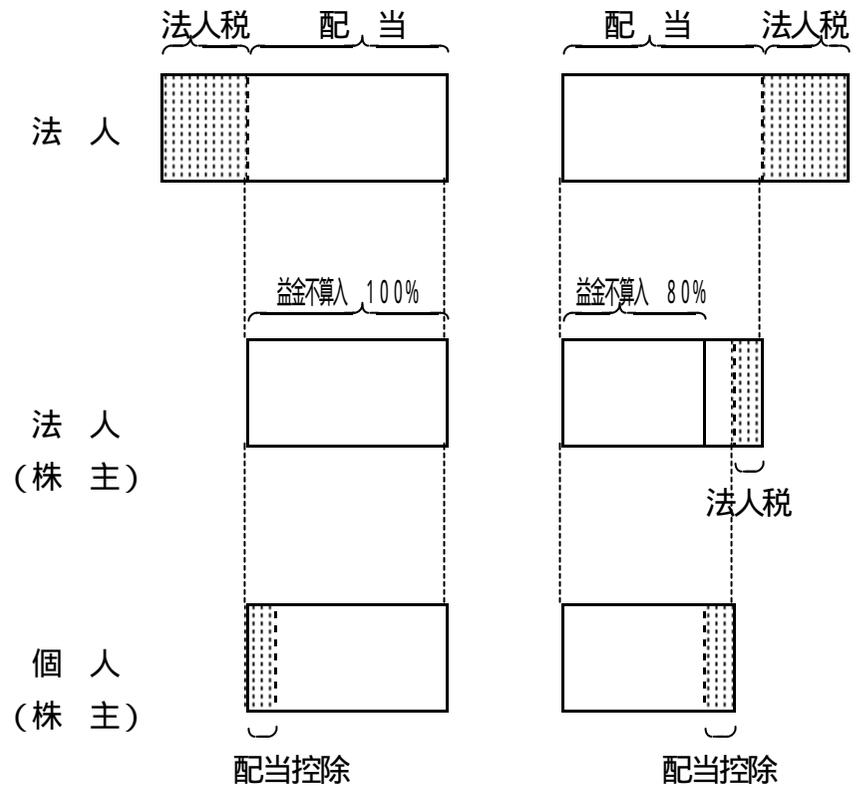
? 特定株式等以外に係るもの
 特定株式等以外の株式等 × 80%
 に係る受取配当等

（特定株式等とそれ以外の株式の区分）

企業支配を目的とする特定株式等とそれ以外の株式等を区分し、それ以外の株式には投資物件としての性格があることから、益金不算入割合が80%とされている。

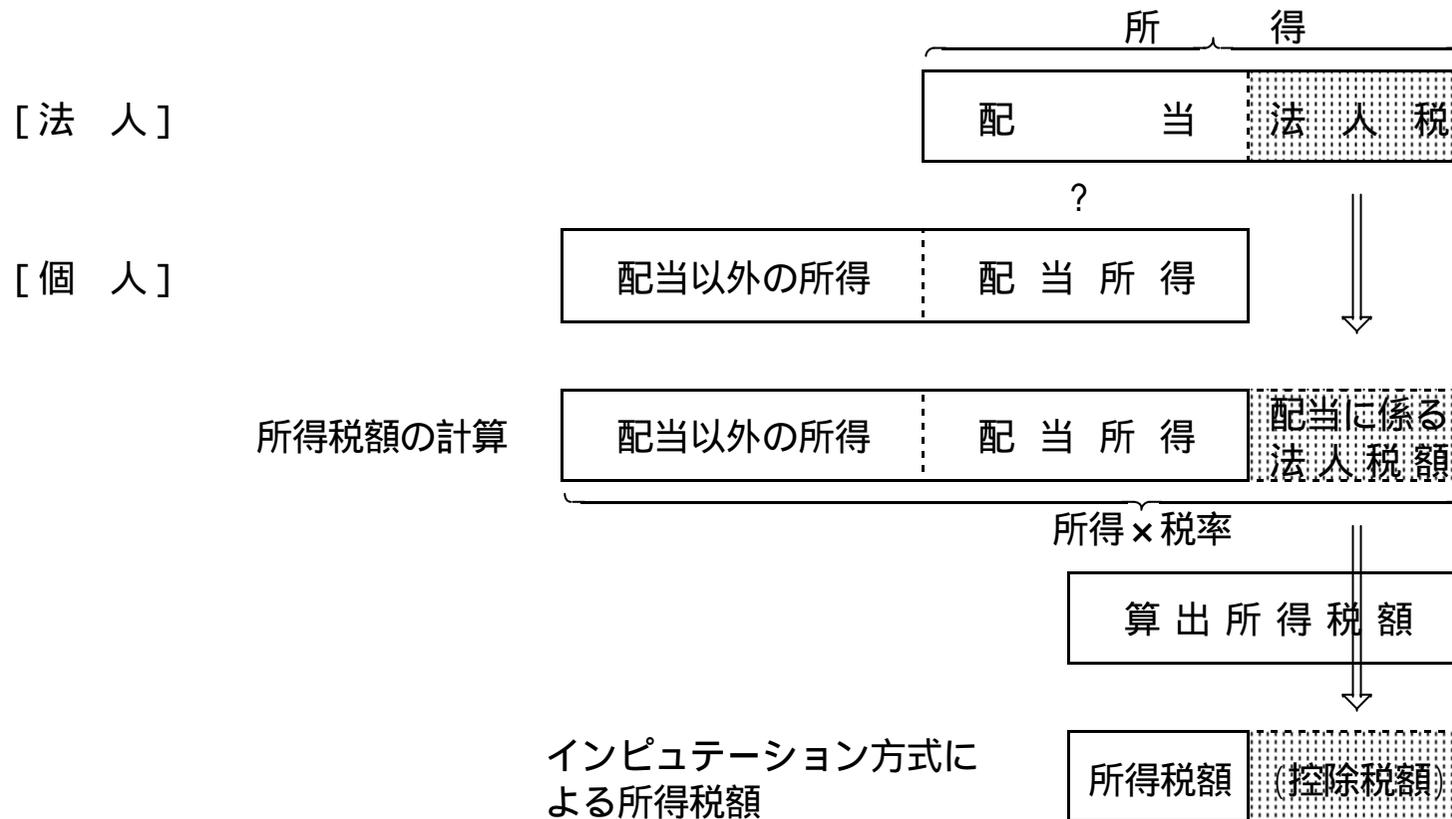
〔持株割合25%以上の法人〕

〔左記以外の法人〕

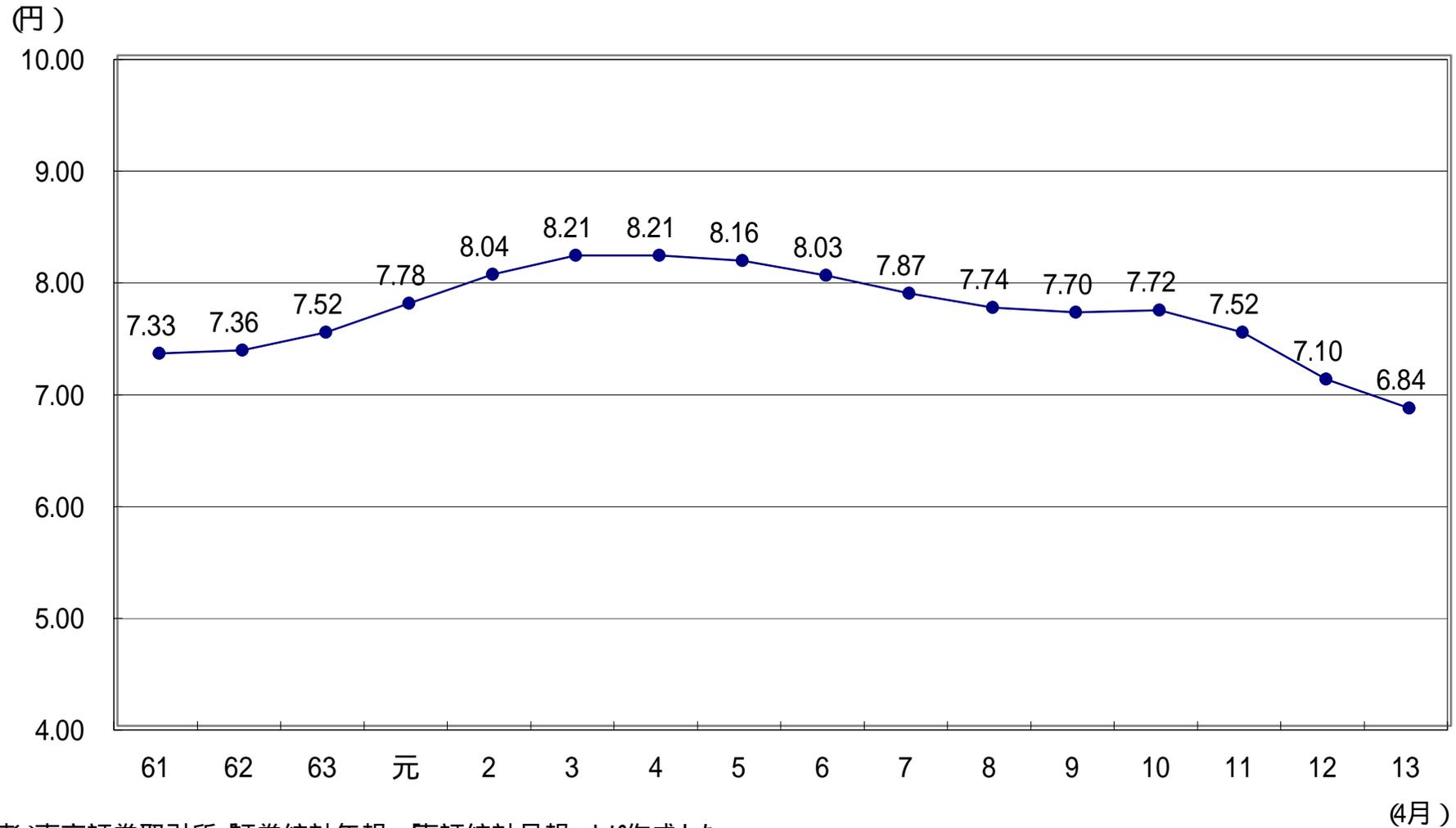


インプテーション方式による所得税額の算出方法

インプテーション方式とは、株主（個人）の所得税額の計算に当たり、受取配当額に、受取配当に対応する法人税額と配当以外の所得を加算した上で所得税額を計算し、算出された所得税額からこの加算した金額（配当に係る法人税額）を税額控除する調整方式をいう。なお、税額控除しきれない金額がある場合は還付される。



有配会社における1株当たりの平均配当金の推移 (東証一部上場)



(備考) 東京証券取引所「証券統計年報」「東証統計月報」より作成した。

(参考) 13年4月における単純株価平均 = 540.92円
全銘柄の平均配当金 = 5.63円

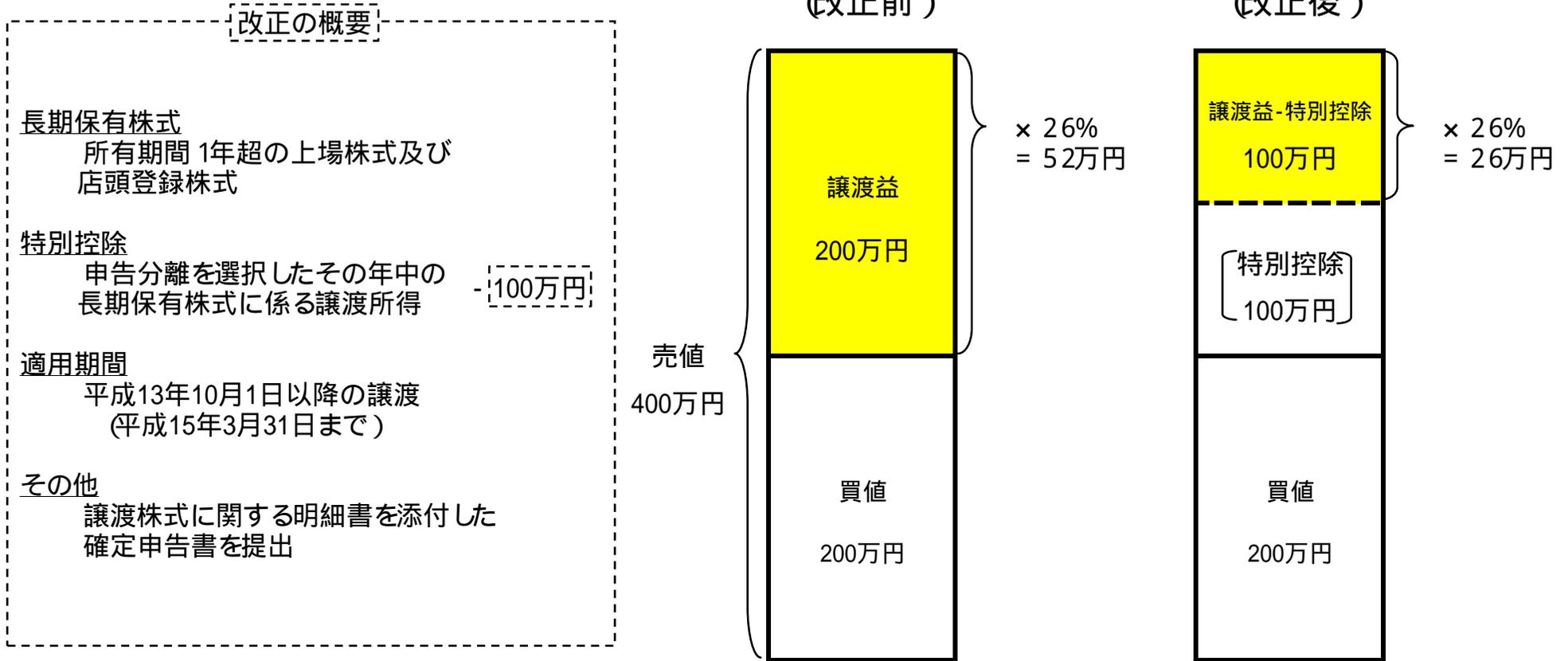
株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
<p style="text-align: center;">上 場 株 式 等</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 } </div> <p style="text-align: center;">等</p>	<p>次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを選択</p> <p>申告分離課税 譲渡益 × 20% (住民税を含め26%)</p> <p>(注1) 所有期間1年超の上場株式、店頭登録株式等の譲渡(平成13年10月1日から平成15年3月31日までの間)については100万円の特別控除(長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度)</p> <p>(注2) 公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合: 譲渡益の2分の1に対して課税(実質13%) (いわゆる創業者利益に対する優遇措置)</p> <p>源泉分離課税 [<u>13.3.31廃止?</u> 2年延長: <u>15.3.31廃止</u>] 譲渡代金 × 5.25% (転換社債は2.5%、信用取引はその差益) を所得とみなし、20%源泉徴収で課税(住民税非課税)</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>所得 = 譲渡代金 × 5.25%</p> <p>税額 = 所得 × 20%</p> <p style="padding-left: 20px;">= (譲渡代金 × 5.25%) × 20%</p> <p style="text-align: center;">= 譲渡代金 × 1.05%</p> </div>
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益 × 20% (住民税を含め26%)

株 式 譲 渡 益 課 税 等 の 沿 革

	株 式 譲 渡 益 課 税	有 価 証 券 取 引 税
昭和28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 原則非課税化 〔回数多、売買株式数大、事業譲渡類似〕 の場合は総合課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の導入
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> (消費税導入) ・ 原則非課税 課税化 次のいずれか 〔 申告分離課税 の方式を選択 源泉分離課税(みなし利益方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の税率引下げ
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年度税制改正要綱 「三1? 株式等譲渡益課税 (注) 有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の税率引下げ
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税への一本化 — 一体として法改正 — (源泉分離課税の廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有取税の廃止 〔 税込 2000億円 ピーク時 2兆円強 〕
平成13年4月	<p>↓</p> <p>一本化の2年間延期(13年4月 15年4月)</p>	
緊急経済対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設(13年10月1日から15年3月31日まで) 	

長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度



(参考)源泉分離課税を選択した場合の税負担: 売値 × 1.05%

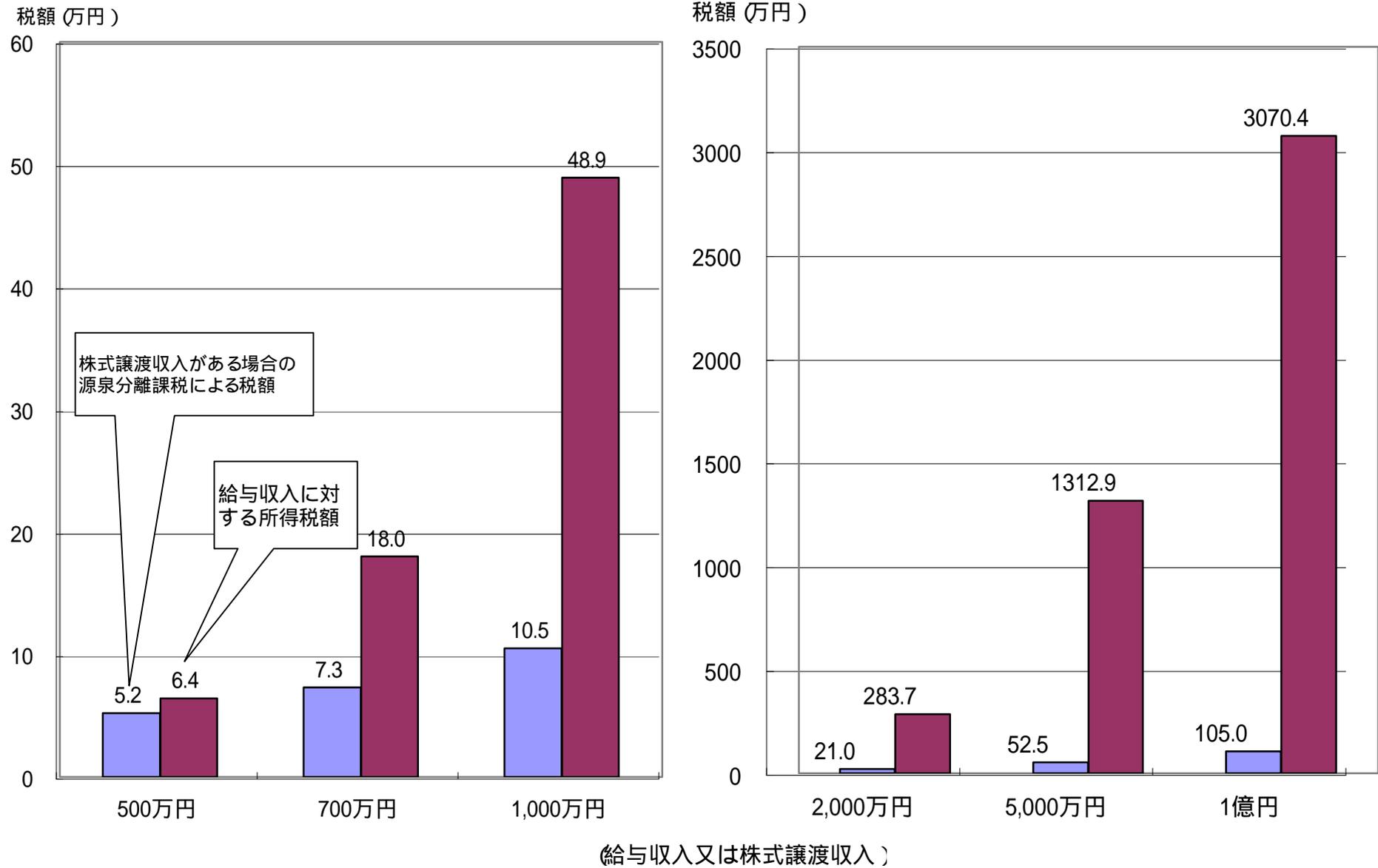
株式に対する課税の概要

	株式の譲渡益		株式の配当	(参考)預貯金の利子
所得の性質	売却により初めて譲渡益が実現		毎期経常的に受取り	毎期経常的に受取り
	投資家が売却のタイミングを選択できる		・発行会社の業績により変動 ・株主権を有する	金融機関が運用し、 約定額を受取り
保有実態	個人株主数 約 3,000万人(延数) 約700万人(実数(*1)) ・1世帯当たり平均保有銘柄数 3.3銘柄 ・1世帯当たり平均保有株数 8,620株、約9割は3万株未満 ・株主1人当たり保有単位数 約9割は9単位以下 (*2)			約1.5億口座(延数)
課税の仕組み	申告分離課税 (26%) 特別控除 100万円	源泉分離課税 {みなし利益課税} (売値の1.05%)	総合課税 (20%源泉徴収、配当控除) {1銘柄年1回10万円以下} の場合申告不要あり	源泉分離課税 (20%)

(*1) 銘柄の重複を除いた株主の実数の推計値(証券広報センター「証券貯蓄に関する全国調査」による。)

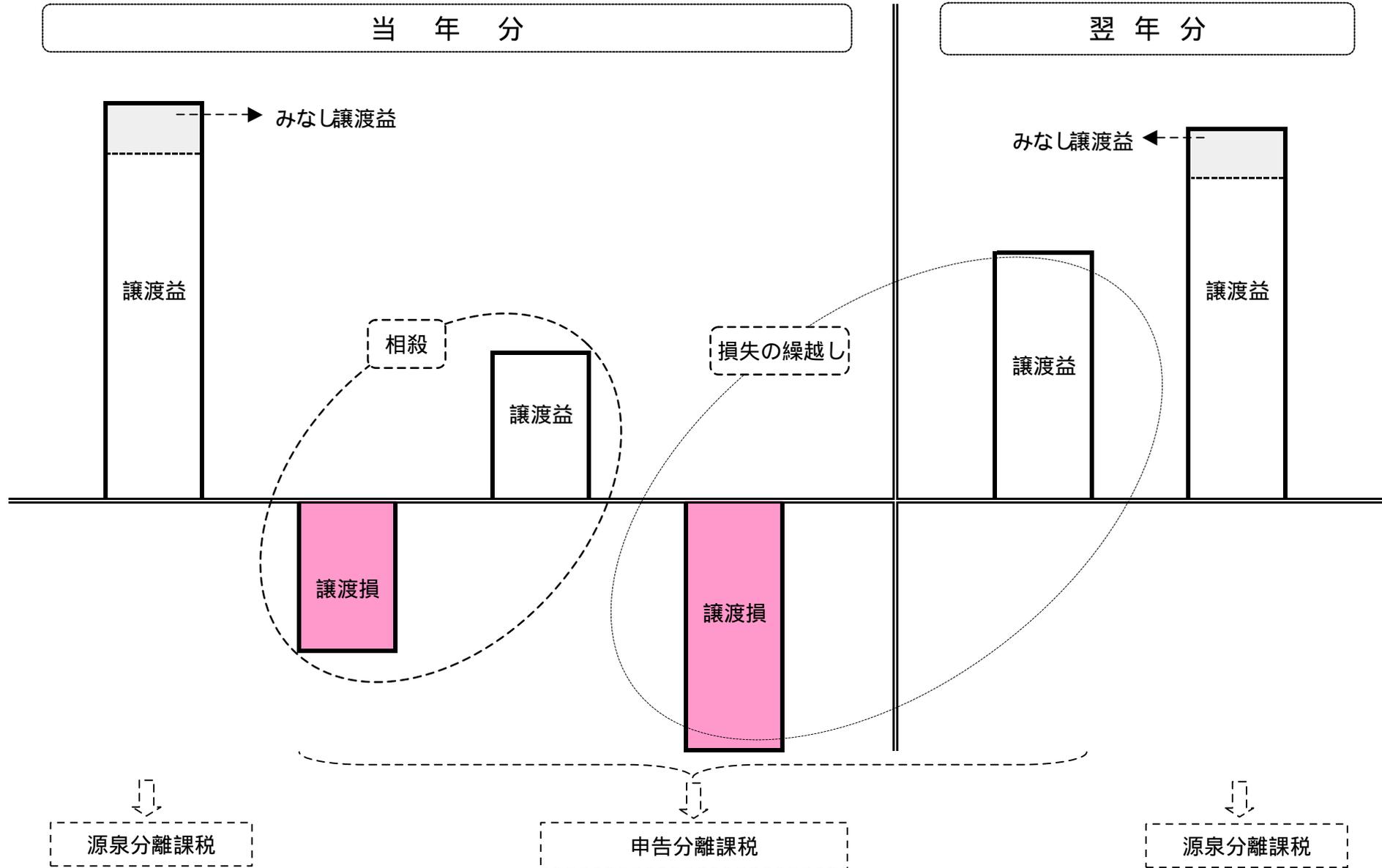
(*2) 証券広報センター「証券貯蓄に関する全国調査」、全国証券取引所協議会「株式分布状況調査」による。

同額の給与収入又は株式譲渡収入がある場合の所得税額の比較

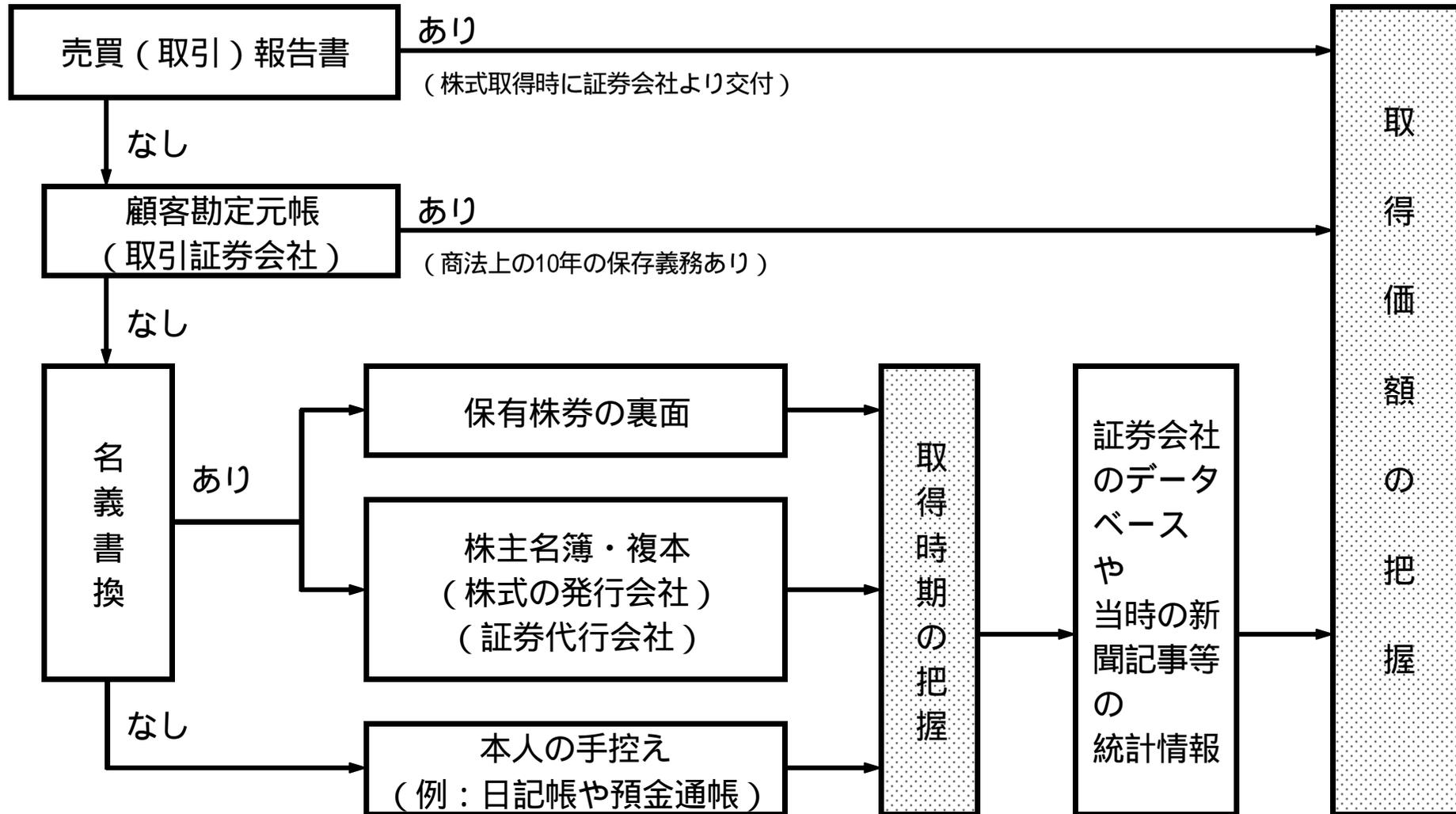


(注) 夫婦子2人 (子のうち1人は特定扶養親族) の場合

源泉分離選択課税制度の下での損失の繰越しの問題点



株式取得価額の把握について



納税者の選択により譲渡収入金額の5%を取得価額としても差し支えない。
名義書換の日をもって取得時期としても差し支えない。

有価証券取引税の決算額と株式譲渡益に係る税収の推移

(単位:億円)

年度 (年)	有価証券取引税	株式譲渡益課税(個人)	
		申告分離	源泉分離
60	6,709		
61	13,664		
62	17,700		
63	21,229		
元	12,331	1,084	6,044
2	7,479	1,817	4,662
3	4,430	1,331	2,585
4	3,125	784	1,122
5	4,551	878	1,935
6	3,905	904	1,742
7	4,791	770	1,678
8	3,915	873	2,020
9	4,036	697	1,270
10	1,726	615	1,013
11		1,019	4,165
12		780	4,070
13		760	3,410

(注)1.有価証券取引税は決算額による(法人含む。年度ベース)

2.株式譲渡益課税は、平成11年度までは「国税庁統計年報書」を基に、申告分離については所得金額に税率(20%)を乗じたものとし、源泉分離については源泉徴収税額による(いずれも暦年ベース)

平成12年度は補正後予算ベース、平成13年度は当初予算ベースである。

3.株式譲渡益課税の平成元年については、平成元年4月1日以後の株式の譲渡に係るものである。

(備考)上記のほか、平成13年度の源泉分離には、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額 440億円(初年度)がある。

株式譲渡益に係る税収の推移(個人住民税)

(単位:億円)

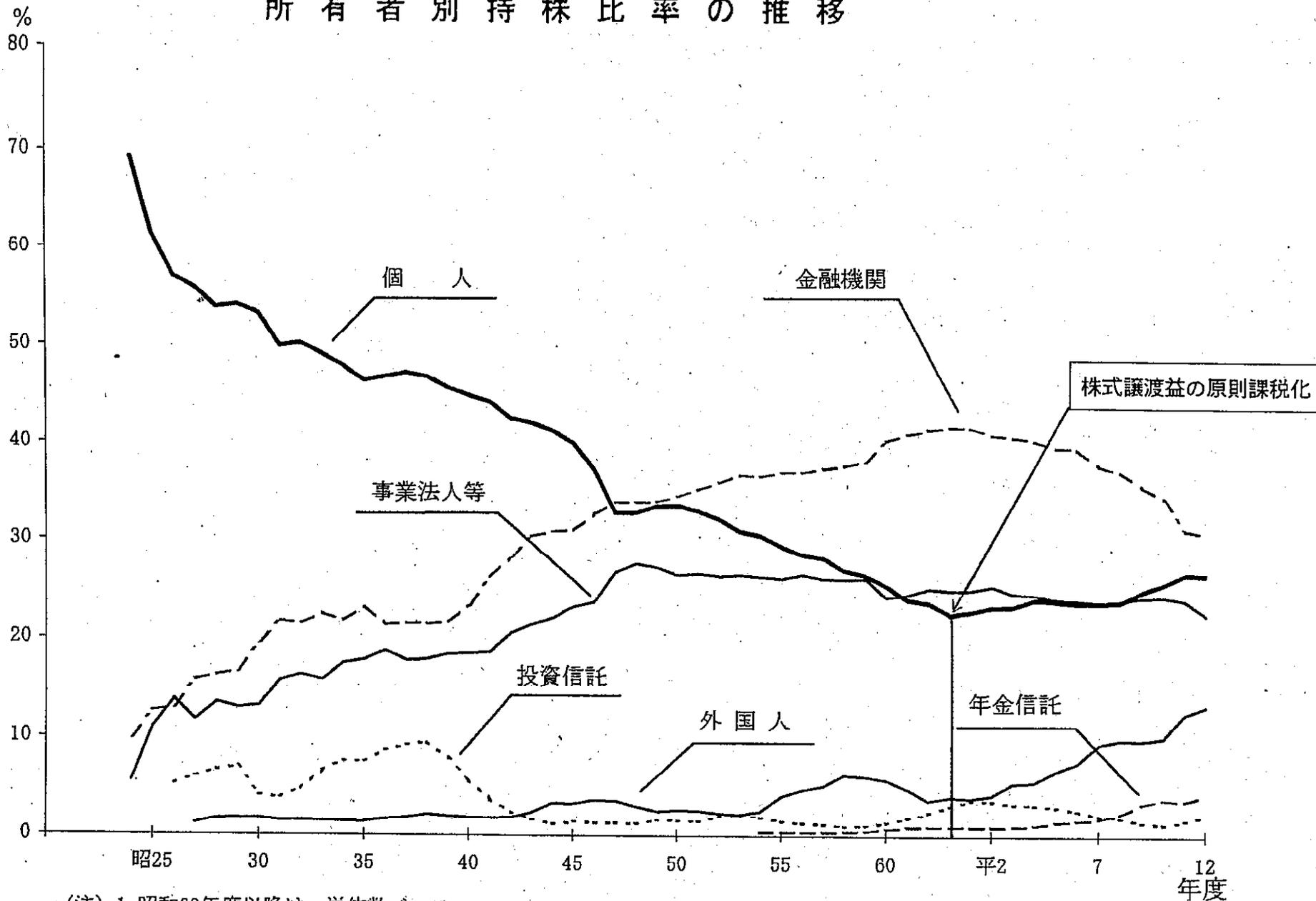
年度 (年)	申告分離
元	—
2	332
3	536
4	398
5	239
6	276
7	284
8	236
9	264
10	213
11	194
12	315
13	250

注) 1. 申告分離については、

- ・平成12年度までは「市町村税課税状況等の調」により作成し、平成13年度は過去の税収の実績などから推計。
- ・各年度の額は前年の株式の譲渡に係るものであり、平成2年度については平成元年4月1日以後の株式の譲渡に係るもの。

2. 所得税において源泉分離課税が選択された場合には、個人住民税は非課税である。

所有者別持株比率の推移

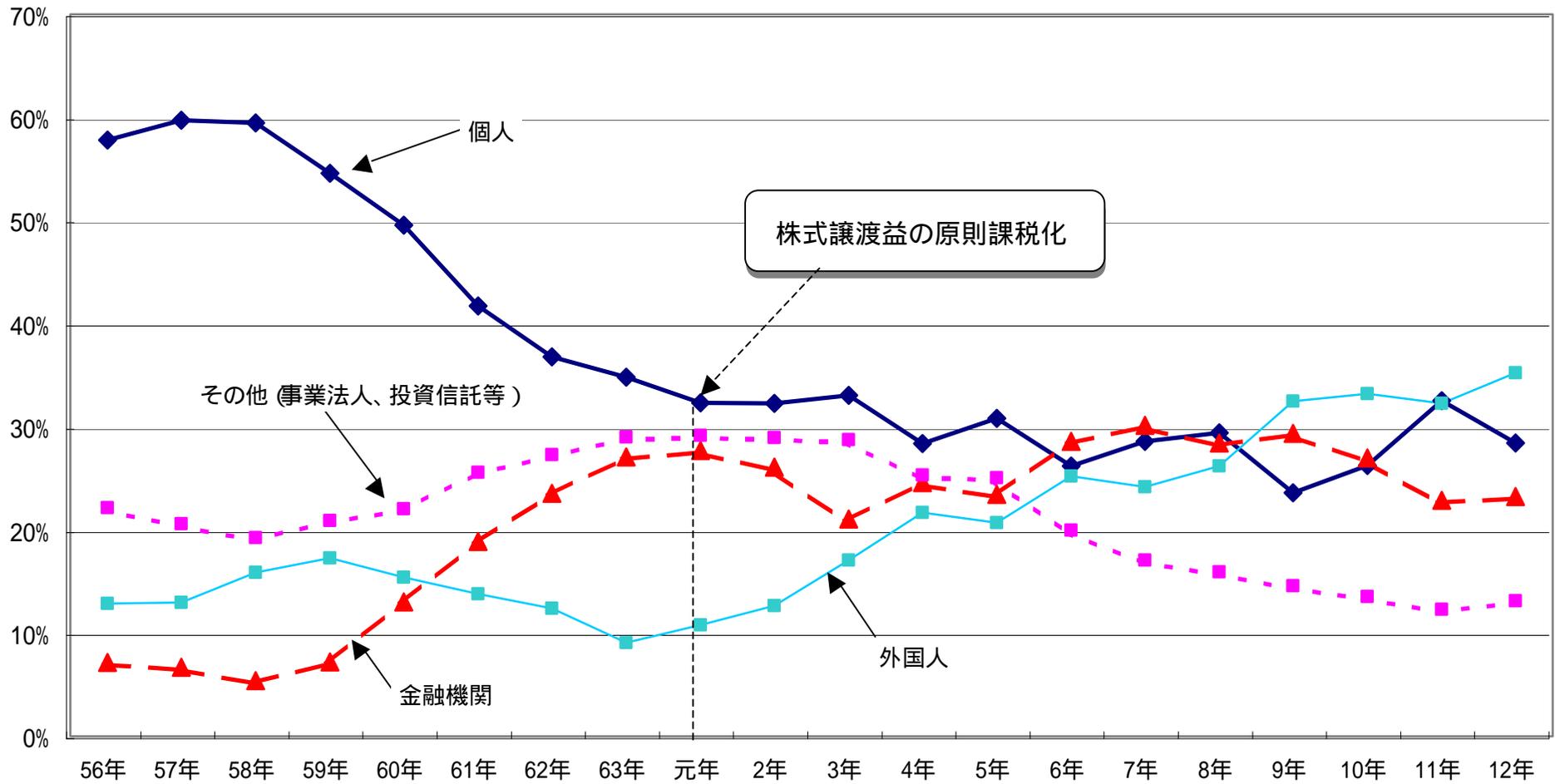


(注) 1. 昭和60年度以降は、単位数ベース。

2. 金融機関は投資信託、年金信託を除く（ただし、昭和53年度以前については、年金信託を含む）。

(備考) 「平成12年度株式分布調査（全国証券取引所協議会）」により作成。

投資部門別株式売買比率 (委託売買・株数ベース)の推移 (三市場計)



(備考)東京証券取引所「投資部門別株式売買高」より作成

個人投資家が株式市場に参加しない要因（アンケート調査結果）

I 平成12年度・証券貯蓄に関する全国調査（世帯調査）

（証券広報センター調査：調査時期12年5月、回答数6331世帯）

1. 株式投資の経験

- ・ 現在持っている 20.8%
- ・ 以前持っていたが、現在は持っていない 9.7%
- ・ これまでに持ったことはない 69.0%

2. 株式投資の経験のない世帯（69.0%）の意見

○ 株式非購入の理由（重複回答）

- ・ 買うまでの十分な知識をまだ持っていないと思ったから 49.5%
- ・ 損したという人の話を聞いたから 28.9%
- ・ 株価の動きなどに神経を使うのが嫌だったから 25.4%
- ・ 必要な資金が準備できなかったから 19.8%
- ・ どの銘柄を買ったら良いかわからなかったから 16.4%
- ・ 値下がりの危険性を感じたから 13.6%

○ 株式購入の条件（重複回答）

- ・ 条件に関係なく株式購入は考えない 76.3%
- ・ 株式に関する知識が増えること 15.7%
- ・ 株価が安定すること 8.0%
- ・ 株式購入手続が簡単であること 7.5%
- ・ 購入単位（価格）がもっと低くなること 6.3%

（参考）証券広報センターは、同調査の中で株式投資について「何らかの知識を持っている」世帯は全体の23.0%にとどまっていることから株式の関連知識が株式投資未経験層にまで広く浸透すれば、「条件に関係なく購入しない」と考える層は減るものと推察している。

3. 株式投資経験世帯（30.5%）のうち、平成11年以降非購入世帯（22.6%）の理由（重複回答）

- ・ 値下がりの危険を感じたから 30.5%
- ・ これまでの結果が思わしくなかったから 24.0%
- ・ 必要な資金を準備できなかったから 21.4%
- ・ 現在保有しているもので充分だから 15.8%
- ・ 配当が少なく利回りが低いから 13.9%
- ・ どの銘柄を買ったらよいかわからなかったから 11.3%

II 個人投資家の証券投資に関するアンケート調査

（東証正会員協会調査：調査時期10年9月、回答数321人）

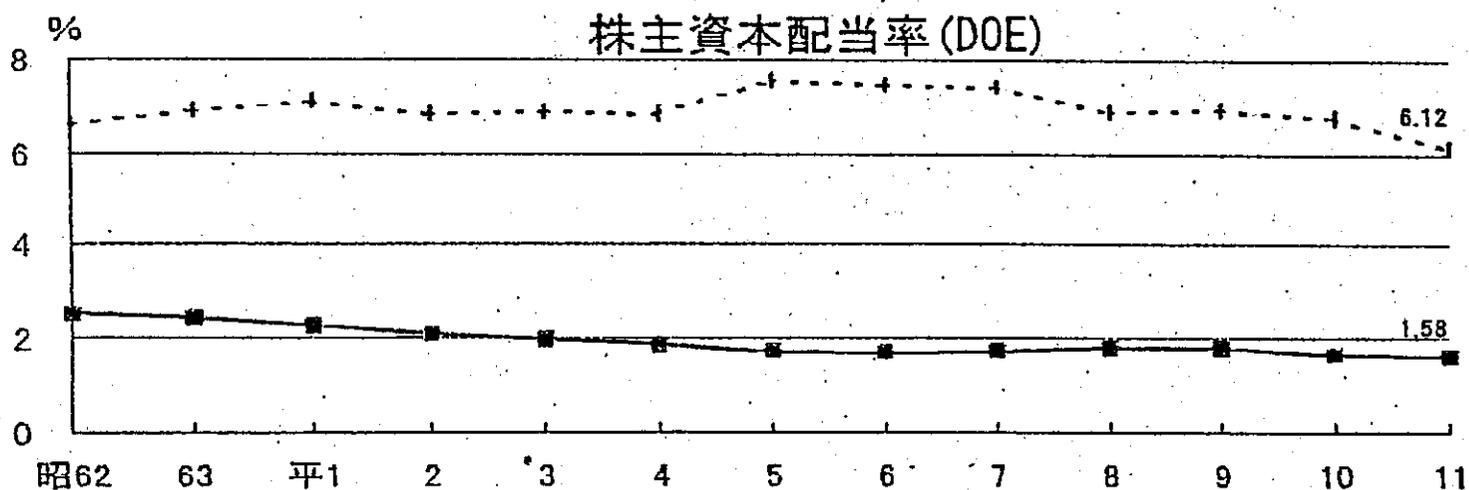
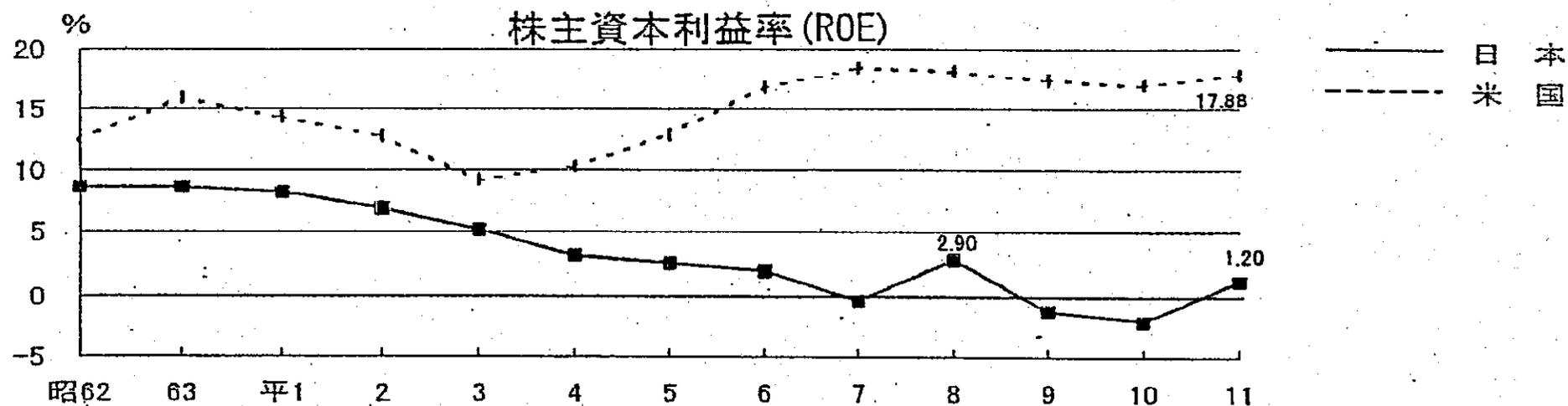
1. 株式非保有者（15.6%）の株式投資を行わない理由（重複回答）

- ・ 買うまでの十分な知識をまだ持っていないから 50.0%
- ・ 株式投資に悪いイメージを持っているから 44.0%
- ・ 投資性が高く、損をする可能性があるから 40.0%
- ・ 必要な資金が準備できないから 20.0%

2. 株式投資に対する悪いイメージの原因（重複回答）

- ・ 証券会社の株式営業が、必ずしも顧客の利益を第一に考えているとは思えないため 81.8%
- ・ インサイダー取引など、取引に不透明性が感じられるため 50.0%
- ・ 損をしたという話を人から聞いたため 50.0%

日米の配当状況比較



(備考) 全国証券取引所協議会「平成11年度 企業業績及び配当の状況」により作成。

個人の生命保険に係る課税の国際比較 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	<p>一般の生命保険料 控除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円)</p> <p>個人年金保険料控 除・・・上限5万円 (住民税 3.5万円)</p>	控除なし	控除なし(注1)	社会保険料、個人年金の掛金等と併せて、概算又は実額による一定の所得控除が認められる。	控除なし(注2)
保険金					
? 年金給付	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税
? 一時金給付	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	非課税	非課税(注3)	拠出相当額を除いて課税

(注) 1. イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。

2. フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。

3. ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

個人の損害保険に係る課税の国際比較 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	短期契約は3千円 (住民税2千円)、 長期契約は1万5千円 (住民税1万円) を限度として所得控除 (損害保険料控除)	控除なし	控除なし	社会保険料、個人 年金の掛金等と併せ て、概算又は実額に よる一定の所得控除 が認められる。 (注2)	控除なし
保険金					
? 損害保険金	非課税	損害と同額の給付 金については非課税	非課税(注1)	非課税	非課税
? 満期保険金	保険金から合計抛 出額を控除した額に 課税	保険金から合計抛 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。	保険金から合計抛 出額を控除した額に 課税	満期保険金は存在 しないため問題とな らない。

(注) 1. イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金 - 損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。

2. ドイツにおいては、原則として動産・建物等の対物にかかる保険に関しては控除されない。

租税特別措置による減収額 (23,620億円)の内訳 (平成13年度ベース)

所得税 16,620億円(70.4%)				法人税 4,900億円(20.7%)		その他
住宅ローン控除	生損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(24.9%)	(11.9%)	(25.4%)	(8.1%)	(14.4%)	(6.4%)	(8.9%)
5,870億円	2,820億円	6,010億円 (郵貯集中満期分除き1,130億円)	1,920億円	3,390億円	1,510億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収 (+ 6,200億円)がある。

(備考) 上記のほか、緊急経済対策 (13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額 910億円がある。

○ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位：億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	(9.8%) 960	(33.3%) 3,250
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820	

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,000億円は含まれていない。
 2 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
 3 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
 (備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲約10億円がある。

法定資料の種類

納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの
利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書
- 19 商品先物取引に関する調書

給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 20 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 21 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 22 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 23 生命保険契約等の年金の支払調書
- 24 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 25 損害保険契約等の年金の支払調書

- 26 無記名割引債の償還金の支払調書
- 27 特定短期国債等の償還金の支払証書

報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 28 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 29 損害保険代理報酬の支払調書
- 30 不動産の使用料等の支払調書
- 31 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 32 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 33 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 34 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

非居住者等に関するもの

- 35 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

その他

- 42 信託の計算書

納税義務者本人から提出されるもの

- 43 収支内訳書
- 44 開業等の届出
- 45 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 46 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 47 財産債務明細書